

広告

大きく変わった

相続・贈与

専門家に相談して対応を

「わが家は金持ちでないから相続税の心配はない」と思っている人は多い。だが、2015年に相続税の非課税枠である基礎控除が縮小されたことにより、相続税を負担しなければならない人の数は倍増し、相続税対策が必要となるケースも増えている。一方で、相続・贈与に関する法律や税制はたびたび改正されている。自己判断で相続税対策を行うと、かえってトラブルになりかねないので、専門家のサポートは不可欠だ。相続に特化しているランドマーク税理士法人に相談すれば、適切なアドバイスが受けられる。

相続税評価額の計算は専門家に依頼する

相続税が起った時、相続人が相続税を支払う必要があるかどうかは、亡くなった人の遺産の額によって決まる。相続税には基礎控除という非課税枠があり、遺産が基礎控除を超えていたら、超えた部分に相続税がかかるという仕組みになっている。

現在の基礎控除は「3000万円＋(600万円×法定相続人の数)」。例えば相続人が3人の場合だと、基礎控除は4800万円となる。基礎控除は税制改正によって2015年から、それまでの6割に縮小されたため、相続税がかかるケースが増加した。亡くなった人100人のうち、相続人に相続税負担が生じる人の数を見てみると、税制改正前の14年は4.4人だったのに対し、24年は10.4人と2倍以上になっている。

遺産が基礎控除を超えているかどうかは、亡くなった人の遺産の相続税評価額の総額を計算して見ないとわからない

相続税評価額の求め方は遺産の種類によって異なる。現金・預貯金は額面残高、建物は固定資産税評価額となっており、土地は時価や公示地価ではなく、「路線価×面積」で計算するのが基本だが、形状や接している道路との関係などによって加算・減算があり、計算が難しいので、相続に詳しい税理士に依頼して評価額を計算してもらうとよい。

大都市圏だと路線価が高く、土地の相続税評価額も高くなるが、相続税評価額も高くなるが、亡くなった人が住んでいた土地に同居していた親族が引き続き住むなどの条件を満たすと、評価額が8割減額される「小規模宅地等の特例」がある。これが使えれば土地の評価額が大きく減るが、条

件が細かい。適用が受けられるかどうかは専門家に判断してもらうのが望ましい

比較取り組みやすいのは生前贈与だ。生前に財産の一部を贈与して減らしておけば、相続税の負担が軽減されるが、24年の税制改正で贈与税のルールが変わったので注意が必要だ。生前贈与を用いた相続税対策としては、贈与税の非課税枠である年間110万円以下の贈与を複数回行う「暦年贈与」が広く利用されてきた。ただし、亡くなる前3年以内に贈与された財産は、相続財産に加算される「持ち戻し」がある。27年1月以降の相続から、この持ち戻しの期間が段階的に7年に延長されるため、暦年贈与による相続税の節税が難しくなっている。

代わって注目されているのが「相続時精算課税」だ。60歳以上の親・祖父母から18歳以上の子・孫への贈与が対象で、管轄の税務署に「相続時精算課税選択届出書」を提出すると、それ以降は2500万円まで非課税で贈与できる。贈与した財産は、相続時に相続財産に加算されるので、相続税の軽減には直接結

びつけないが、24年以降の贈与については年間110万円までは課税せず、相続財産にも加算しないことになったため、利用価値が高まったといえる

持戻しの対象とならない贈与税の非課税枠を利用する方法も考えられる。「配偶者控除」は、婚姻期間20年以上の配偶者に居住用財産を贈与する場合、2000万円まで非課税となる。「結婚・子育て資金」一括贈与にかかる非課税枠は、父母や祖父母等から子や孫に準ずる費用として贈与する場合、最大で1000万円まで非課税となる仕組みで、27年3月末までの贈与が対象となる。「住宅取得等資金贈与の非課税制度」は、父母や祖父母が子や孫に住宅資金を贈与するとき、省エネ等住宅は1000万円、それ以外は500万円まで非課税になるもので、26年末までの贈与に利用できる。

こうした贈与税の非課税制度の活用は贈与税・相続税の軽減につながるが、細かい適用条件があるので、専門家に相談しながら最適な利用方法を考えるようにしたい。

で賃貸不動産を購入すると相続税の節税につながる

ただし、現在は賃貸不動産の市場価格と相続税評価額の乖離を利用した過度な節税が問題視され、24年1月にタワーマンション等の区分所有財産の評価額を補正する制度が導入された。さらに26年の税制改正では、相続前5年以内に取得または新築した一定の賃貸不動産の相続税評価額を、相続時点の通常の取引価格を基準に算定することになった。27年1月1日以降の相続・贈与で取得した賃貸不動産が対象で、詳細な条件などはこれから決まる。

相続税対策は、相続・贈与に関する法律や税制は改正が多い。それを個人でフォローしていくのは難しいので、相続税対策を立てるには専門知識を持つプロのサポートを受けることが大切だ。

ランドマーク税理士法人アンバサダー

QuizKnock

と税務知識を楽しく学ぼう!



ランドマーク税理士法人×QuizKnockコラボ動画

もしものために! 知って得する相続税

相続王

YouTube更新中

定例セミナー開催 (参加無料 要予約)

国税OBによる 税務調査セミナー

～相続編～

日時: 7月21日(火) 14:00～16:00
(セミナー14:00～15:00 個別相談15:00～16:00)

会場: 新横浜セミナールーム
神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 日本生命新横浜ビル6階

TEL.0120-48-7271

税理士と学ぶ

お金と税金の教室!

“知らないと損する”を、楽しく学ぼう!

日時: 8月22日(土) 14:00～15:00

会場: パシフィコ横浜 アネックスホール
神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1番1号

伊沢 拓司 (QuizKnock クイズプレイヤー)

清田 幸佑 (ランドマーク税理士法人 公認会計士・税理士)

定員先着300名様 参加費無料 申込はこちらから!

ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の専門家集団として総合的にサポートします。

 <p>税理士 佐藤 一寿</p> <p>公認会計士・税理士 相続・贈与の専門的なサポート。相続税の申告・納税、遺言執行、信託の管理など、幅広い分野でサポートいたします。</p>	 <p>公認会計士・税理士 植松 務</p> <p>公認会計士・税理士 相続・贈与の専門的なサポート。相続税の申告・納税、遺言執行、信託の管理など、幅広い分野でサポートいたします。</p>	 <p>元税理士・税理士 今村 優子</p> <p>元税理士・税理士 相続・贈与の専門的なサポート。相続税の申告・納税、遺言執行、信託の管理など、幅広い分野でサポートいたします。</p>	 <p>元税理士・税理士 岡山 敦</p> <p>元税理士・税理士 相続・贈与の専門的なサポート。相続税の申告・納税、遺言執行、信託の管理など、幅広い分野でサポートいたします。</p>	 <p>元税理士・税理士 大坂 裕彦</p> <p>元税理士・税理士 相続・贈与の専門的なサポート。相続税の申告・納税、遺言執行、信託の管理など、幅広い分野でサポートいたします。</p>	 <p>元税理士・税理士 金子 守</p> <p>元税理士・税理士 相続・贈与の専門的なサポート。相続税の申告・納税、遺言執行、信託の管理など、幅広い分野でサポートいたします。</p>	 <p>元税理士・税理士 清田 幸弘</p> <p>元税理士・税理士 相続・贈与の専門的なサポート。相続税の申告・納税、遺言執行、信託の管理など、幅広い分野でサポートいたします。</p>	 <p>元税理士・税理士 小倉 正裕</p> <p>元税理士・税理士 相続・贈与の専門的なサポート。相続税の申告・納税、遺言執行、信託の管理など、幅広い分野でサポートいたします。</p>	 <p>元税理士・税理士 押山 満</p> <p>元税理士・税理士 相続・贈与の専門的なサポート。相続税の申告・納税、遺言執行、信託の管理など、幅広い分野でサポートいたします。</p>	 <p>元税理士・税理士 江連 貴徳</p> <p>元税理士・税理士 相続・贈与の専門的なサポート。相続税の申告・納税、遺言執行、信託の管理など、幅広い分野でサポートいたします。</p>	 <p>元税理士・税理士 宮澤 茂宏</p> <p>元税理士・税理士 相続・贈与の専門的なサポート。相続税の申告・納税、遺言執行、信託の管理など、幅広い分野でサポートいたします。</p>	 <p>税理士・不動産鑑定士 松本 豊</p> <p>税理士・不動産鑑定士 相続・贈与の専門的なサポート。相続税の申告・納税、遺言執行、信託の管理など、幅広い分野でサポートいたします。</p>	 <p>公認会計士・税理士 清田 幸佑</p> <p>公認会計士・税理士 相続・贈与の専門的なサポート。相続税の申告・納税、遺言執行、信託の管理など、幅広い分野でサポートいたします。</p>
--	---	--	---	--	---	---	--	---	--	--	---	---